

(仮訳)

2012年2月のコード委員会報告に対する我が国のコメント

陸生動物衛生基準委員会 (TAHSC) と関連アドホックグループがこれまで行ってきた活動に感謝するとともに、陸生動物衛生規約の改正案に対してコメントする機会を与えてくれたことに対して、TAHSC にお礼を申し上げます。

我々は、概して、提案されている修正案に満足である。しかしながら、我が国の専門家の意見に従い、明確化のため以下のとおり改正することを提案したい。

1.8-4 章-単包条虫感染症

8.4. 章

単包条虫感染症 (単包虫症)

(理由)

我が国は、OIE コードは利用者にとってわかりやすくあるべきであると考えている。“単包虫症”は“単包条虫感染症”の広く用いられている名称である。

8.4.1. 章

一般規定

単包条虫は世界中で見られる条虫 (サナダムシ) である。イヌ科動物 (終宿主) の小腸内に生息感染し、幼虫ステージ (単包虫) は、人を含むその他の哺乳動物宿主 (中間宿主) の肝臓及び肺を中心とする諸器官の組織内に生息寄生する。「単包虫症」又は「包虫症」と呼ばれる中間宿主内への寄生体の幼虫ステージ単包虫の感染は、家畜生産における大きな経済的損失に関連しており、人に重大な疾病負荷をもたらす。

陸生コードにおいては、単包条虫感染症 (単包虫症)、単包条虫成虫によるイヌ科動物 (終宿主) への感染並びに単包条虫の幼虫 (単包虫) による有蹄動物 (綿羊、牛、鹿、ラクダ及び豚)、カンガルー科の有袋動物及びヒト (中間宿主) への感染を含有する人獣共通感染症と定義される。

単包条虫のイヌ科動物への伝播は、広範な家畜及び野生の草食動物及び雑食性動物 (中間宿主) の単包虫に感染した単包虫に感染したくず肉 (offal) を含む内臓 (viscera) の経口摂取によって発生する。

(理由)

終宿主と中間宿主は異なる病態を示すことから、終宿主が何で中間宿主が何であることをコードの中で明確に記載することを提案する。また、OIE コードはヒトの疾病を対象とはしていないものの、ヒトもまた重要な中間宿主である。

「くず肉 (offal)」については、OIE コードに定義を設けていない。「くず肉 (offal)」は異なる意味が想定される場合があり、辞書によっては「と畜された動物の内臓及び余分な部分であって、非食用としばしばみなされる」あるいは「食用として使用される動物の中身及び内部器官」とされている。くず肉 (offal) が食用であっても、非食用であっても、最も重要な感染部位は肝臓と肺であることから、「くず肉 (offal)」を「内臓 (viscera)」に代えることを提案する。

Article 8.4.3.

1.....

a) 犬は、第 8.4.6 条に従った処理がされていない場合には、動物の 内臓 (viscera) 及びくず肉 (offal) を給餌されないものとする。

.....

d) 家畜がと畜場でと殺できずに自家と殺される場合で、第 8.4.6 条に従った処理がされていない時には、犬は、内臓 (viscera) 及びくず肉 (offal) に近づかないように予防され、内臓 (viscera) 及びくず肉 (offal) を給餌されないものとする。

2.....

.....

b) 感染していること又は生の 内臓 (viscera) 及びくず肉 (offal) に近づいた若しくは家畜に接触したことがわかっている犬は、ブラジクアンテル (5mg/kg) 又は同等の効果がある他の駆虫薬によって少なくとも 4-6 週間駆虫されるものとする。可能であれば、駆虫薬投与前 72 時間の間に排泄された糞便は、焼却又は埋却によって処理されるべきである。

3.....

.....

b).....

i) 単包虫シストを含む 内臓 (viscera) 及びくず肉 (offal) は焼却若しくは埋却によって廃棄されるか、又は化製されるか又は第 8.4.6 条に従って処理されるものとする。

.....

Article 8.4.6.

内臓 (viscera) 及びくず肉 (offal) 中の多包条虫 シストの不活化方法

内臓 (viscera) 及びくず肉 (offal) 中の多包条虫シストを不活化するためには、次の手順の一つが使用されるものとする。

(理由)

上述したように、食用、非食用にかかわらず、肝臓や肺などの内臓が当該疾病の予防にとって重要である。「くず肉 (offal)」を定義することが望ましいが、そうでないならば、「くず肉 (offal)」に含まれない肝臓や肺が対象から除外されないように、内臓 (viscera) を併記することを提案する。

2. XX 章- 多包条虫感染症

X.X.章

多包条虫感染症 (多包虫症)

(理由)

我が国は、OIE コードは利用者にとってわかりやすくあるべきであると考えている。“多包虫症”は“多包条虫感染症”の広く用いられている名称である。

X.X.1.条

一般規定

Echinococcus multilocularis は、北半球の一部でまん延している条虫（サナダムシ）で、野生動物群の中で維持されている。成虫は、イヌ科動物、特にキツネの小腸内に生息感染し、幼虫ステージ（多包虫）は、ヒトを含むその他の哺乳動物宿主（一般にげっ歯動物）の肝臓を中心とする諸器官の組織内に生息寄生する。中間宿主内への寄生体の幼虫ステージの感染は、ヒトの場合には数年に及ぶ長い潜伏期間後に深刻な疾病（「多包虫症」という）を引き起こすが、家畜に対する健康影響は認められない場合には発症前に食用に供される場合が多い。

陸生コードにおいては、多包条虫感染症（多包虫症）は多包条虫の成虫による家畜及び野生のイヌ科動物及びネコ科動物（終宿主）への感染並びに多包条虫の幼虫（多包虫）によるげっ歯動物及び豚、馬などの家畜及びヒト（中間宿主）への感染を含有する人獣共通感染症と定義される。

多包条虫のイヌ科動物（終宿主）への伝播は、広範な野生の小哺乳動物（中間宿主）の多包虫に感染した内臓の経口摂取及び多包虫に感染した野生げっ歯類（中間宿主）の捕食によって発生する。キツネその他の野生イヌ科動物は、農村と都市環境の汚染を通じた野生動物とヒトのインターフェイスにおける多包条虫の生活環を維持する上で最も重要な終宿主である。イヌもまた、農村と都市環境における重要で高感受性を示す終宿主であり、重要なヒトの潜在的感染源である。ヒトへの感染伝播におけるネコ科動物の潜在的役割を排除することはできないものの、その疫学的役割はほぼ無視できるとみなされる。豚への感染も成立するが、寄生体は繁殖能力を持たない通常は虫体の発育が未熟な状態でとどまり、終宿主への感染能を欠く。

(理由)

単包条虫感染症と同様、終宿主と中間宿主は異なる病態を示すことから、終宿主が何で中間宿主が何であることをコードの中で明確に記載することを提案する。ウマその他の家畜及びヒトも重要な中間宿主である。

野生動物の内臓の経口摂取だけでなく、自然界においては、野生のげっ歯類が捕食されることも普通に観察されることから、多包条虫の終宿主への感染経路として、多包虫に感染した野生げっ歯動物の捕食を追加することが適切である。

豚の寄生体は、未熟な状態、すなわち多包虫の前段階でとどまることから、自然界において豚の寄生体が終宿主に感染することは大変まれである。しかしながら、それは、条件次第で、繁殖可能な多包虫に発育することができる。